二　法人税法施行規則第六十二条の規定の適用については、同条の表第五十三条（青色申告法人の決算）の項中「外国法人」とあるのは、「外国法人（租税特別措置法第六十七条の十六第一項（外国組合員に対する課税の特例）の規定の適用を受ける法人を除く。）」とする。

三　法人税法施行規則第六十六条の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」とあるのは、「取引」とする。

第二十二条の十九の三第一項第三号イ中「第四十一条の二十一第二項第二号」を「第四十一条の二十一第四項第二号」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同号ロ中「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に、「第六十七条の十六第二項」を「第六十七条の十六第四項」に、「第四十一条の二十一第七項」を「第四十一条の二十一第九項」に改める。

第二十二条の十九の四第一項第二号ロ中「第二十二条の十第一項第二号ロ」を「第二十二条の十第二項第二号ロ」に改める。

第二十二条の二十の二第六項及び第七項並びに第二十二条の二十の三第五項及び第六項を削る。

第二十二条の二十四及び第二十二条の二十五を次のように改める。

第二十二条の二十四及び第二十二条の二十五　削除

第二十二条の二十七第一項中「及び第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、「又は」の下に「その」を、「いう」の下に「。第三項において同じ」を加え、「同条第五項」を「同令第十条に規定する事業に係るものに限るものとし、同令第三条第五項」に改め、「もの」の下に「とする。」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第六十八条の十四第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認とする。

第二十二条の二十八中「又は」を「又はその」に、「第十五条第一項第二号」を「第十五条第二号」に改める。

第二十二条の二十九の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第三十九条の四十五の二第一項」を「第三十九条の四十五の二第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第三十九条の四十五の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各連結事業年度のうち法第六十八条の十五の二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る次項及び第四項又は次項及び第五項に規定する書類の写し（当該適用年度前の同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十条の七第二項及び第四項又は同条第二項及び第五項に規定する書類の写し）とする。

第二十二条の二十九第三項を次のように改める。

3　施行令第三十九条の四十五の二第四項から第六項までに規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（同条第四項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十二条の二十九第四項中「第三十九条の四十五の二第九項」の下に「から第十一項まで」を加え、「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五の二第一項」に改め、「法第六十八条の十五の二第五項第一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同号に規定する計画の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けた」を削り、「うち当該」の下に「連結法人が受けた」を加え、同条第五項中「第三十九条の四十五の二第十項」を「第三十九条の四十五の二第十二項」に、「第六十八条の十五の二第三項」を「第六十八条の十五の二第二項」に、「第六十八条の十五の二第五項第十二号」を「第六十八条の十五の二第四項第十四号」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第六項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第七項中「第三十九条の四十五の二第二十四項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に、「係る第一項」を「係る第二項」に、「又は第一項」を「又は第二項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の七第二項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。

第二十二条の三十四の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」に改め、同条中「第三十九条の四十七第十四項」を「第三十九条の四十七第十三項」に改め、同条第二号中「第三十九条の四十七第五項」を「第三十九条の四十七第四項」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の十五の六第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する中小連結親法人（以下この項において「中小連結親法人」という。）が受けた中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）に係る経営力向上計画（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この項において同じ。）の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写し並びに当該経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に従つて行われる同法第二条第十項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（当該経営力向上が行われたことが当該経営力向上計画に記載された指標（経済産業大臣が認めるものに限る。）の値により確認できるものに限る。）を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該中小連結親法人とする。

第二十二条の三十四に次の四項を加える。

3　施行令第三十九条の四十七第十八項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法第六十八条の十五の六第三項第一号に規定する役員をいう。）又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

4　施行令第三十九条の四十七第十八項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

5　施行令第三十九条の四十七第十八項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

6　施行令第三十九条の四十七第十九項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第三号に規定する教育訓練費の額及び当該連結事業年度における同条第三項第十号に規定する比較教育訓練費の額又は同項第十一号に規定する中小連結法人比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　施行令第三十九条の四十七第十八項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期

二　当該教育訓練等の内容